

瀬戸内市と一般社団法人瀬戸内市女子硬式野球部による スポーツ分野等協力に関する覚書

瀬戸内市（以下「甲」という。）と、一般社団法人瀬戸内市女子硬式野球部（以下「乙」という。）は、相互の発展に資するため、次のとおり覚書を締結する。

（目 的）

第1条 甲と乙は、野球競技を通じて相互に協力し、連携を深めることにより、市民の教育・文化・スポーツ活動の充実及び、チームにおける競技力の強化と活動の充実を図り、スポーツを通じて市民に勇気と希望を与え、活力ある地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、次の事項について、乙と連携し協力する。

- （1）乙の活動に必要な施設の利用に関すること。
- （2）乙の活動に対する後援に関すること。
- （3）その他目的達成に必要な事項。

2 乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について、甲と連携し協力する。

- （1）甲及びその関係機関が主催する事業に関すること。
- （2）甲の学校教育及び社会教育に関すること。
- （3）その他目的達成に必要な事項。

3 甲及び乙は、一般社団法人全日本女子野球連盟による「女子野球タウン認定」に向けて連携・協力する。

4 前項各号において連携・協力を行う上で必要な事項は、別途協議して定める。

（秘密保持）

第3条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期限）

第4条 この覚書の有効期限は、締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間の1月前までに甲又は乙のいずれかから異議の申し立てがない場合は、有効期間を更に1年間継続するものとする。

2 前項の規定は、同項の規定により継続された期間の更新について準用する。

(その他)

第5条 この覚書に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの覚書に定める事項を変更しようとするときは甲及び乙が協議の上、定める。

この覚書の締結を証するため、本覚書を2通作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年6月24日

岡山県瀬戸内市邑久町尾張300-1

甲 岡山県 瀬戸内市

瀬戸内市長

武久 顕也



岡山県瀬戸内市長船町東須恵1373-5

乙 一般社団法人瀬戸内市女子硬式野球部

代表理事

山崎 慶一

